

介護サービス情報の報告に関する計画

山口県

令和元年8月

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35に規定する「介護サービス情報の公表」の施行のため、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の2第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」を次のとおり定める。

令和元年8月

山口県知事 村岡 嗣政

1 計画の基準日

平成31年1月1日

2 計画の期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 報告の対象となる介護サービス事業者

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の35第1項に規定する事業者。

具体的には、令和元年度に報告の対象となる37サービス(※)を提供する事業者のうち次の要件を満たす者となる。

(1) 平成31年3月1日以降、新たに介護サービスの提供を開始する事業所(以下「新規事業所」という。)

(2) 本計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所(以下「既存事業所」という。)

※ 令和元年度に制度の対象となる37サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)、居宅介護支援、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス、介護療養施設サービス、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所者生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

- (注) 1 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護のうち診療所に係るものを除く。
2 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護のうち養護老人ホームに係るものを除く。
3 介護療養施設サービスのうち、療養病床等における入院患者の定員が8人以下である病院又は診療所に係るものを除く。

4 報告の提出先、提出方法及び提出期限

(1) 提出先

県

(2) 提出方法（報告方法）

原則として、インターネットを通じてシステムにアクセスし、WEB画面から入力する方法により報告する。

(3) 提出期限

- ・新規事業所 介護サービスの提供を開始した月の翌月の末日
- ・既存事業所 事業所ごとに定める報告月の末日

5 報告の受理の開始時期

事業所ごとに定める報告月の初日

6 その他

(1) 介護サービス情報の調査及び公表事務

- ・報告された介護サービス情報の内容に係る調査及び公表事務は、県が行う。

(2) 介護サービス情報の更新の取扱い

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）別表第1に係る情報の内容に変更があった場合には、事業者の報告に基づき、速やかに公表する。

(3) 是正命令をうけた事業者に係る介護サービス情報の取扱い

県知事から、介護保険法第115条の35第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を受けることを命じられた事業者に係る介護サービス情報については、調査又は公表を行う。